

四條畷市森林整備計画

計 画 期 間

自 令和 7 年 4 月 1 日

至 令和 1 7 年 3 月 3 1 日

四條畷市

内容

I	伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項.....	1
1	森林整備の現状と課題.....	1
2	森林整備の基本方針.....	1
3	森林施業の合理化に関する基本方針.....	2
II	森林整備に関する事項.....	2
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）.....	2
1	樹種別の立木の標準伐期齢.....	2
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法.....	2
3	その他必要な事項.....	3
第2	造林に関する事項.....	3
1	人工造林に関する事項.....	3
2	天然更新に関する事項.....	4
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項.....	5
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準.....	5
5	その他必要な事項.....	5
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準.....	5
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法.....	5
3	その他必要な事項.....	6
第4	公益的機能別施業森林の整備に関する事項.....	6
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法.....	6
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法.....	8
3	その他必要な事項.....	8
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項.....	8
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針.....	8
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策.....	8
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項.....	8
4	森林経営管理制度の活用に関する事項.....	9
5	その他必要な事項.....	9
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項.....	9

1	森林施業の共同化の促進に関する方針	9
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	9
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	9
4	その他必要な事項	9
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	9
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	9
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	9
3	作業路網の整備に関する事項	9
4	その他必要な事項	9
第8	その他必要な事項	9
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	9
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	10
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	10
第1	鳥獣害の防止に関する事項	10
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	10
2	その他必要な事項	10
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	10
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	10
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	10
3	林野火災の予防の方法	10
4	放置竹林の対策方法	11
5	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	11
6	その他必要な事項	11
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	11
1	保健機能森林の区域	11
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	11
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	11
4	その他必要な事項	12
1	森林経営計画の作成に関する事項	12
2	生活環境の整備に関する事項	12
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	12
4	森林の総合利用の推進に関する事項	12

5	住民参加による森林の整備に関する事項	12
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	12
7	その他必要な事項.....	13

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

四條畷市は、大阪府の北東部に位置し、東部には生駒山系がある。この山稜で奈良県と接し西へ海拔高区漸減しながら大阪平野にいたり、山地部、平野部のそれぞれが比較的明瞭である。また、生駒山系を源として数多くの小溪が発達しており、寝屋川や天野川は奈良県境から流れだし旧淀川へと合流し、大阪湾へ流入している。

面積は 1,874ha であり、うち森林の面積は、733ha（地域森林計画より）で市域の 40%を占めている。森林の現況は、大部分がクヌギやコナラ等からなる天然林が主体となっており、スギやヒノキの人工林は沢筋等一部の地域に限定されている。

本市は、大阪市の後背部に位置し全域が都市計画区域となっており、市街化区域が 590ha を占めている。このため、住宅開発や土石採取等の都市的な圧力が常に森林に及んでいることなどもあり、本地域の森林は林業的な位置付けが難しく、むしろ市民が自然に親しむ緑地としての役割が高くなっている。

森林面積の 94%が金剛生駒紀泉国定公園に指定されていること等もあり、本市の森林は、広く市民の自然レクリエーションの場として活用されているほか、山麓部にまで市街地が及んでいることもあり、山地災害の防止や景観、生活環境の保全等に対して重要な役割を果たしており、森林の公益的機能が高度に発揮されるような整備を図る必要がある。

2 森林整備の基本方針

（1）地域の目指すべき森林資源の姿

森林機能ごとの望ましい姿は下記のとおりである。

○山地災害防止／土壤保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壤を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

○快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗力が高い森林

○保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供してくれる森林であって、必要に応じて保健活動に適した施設が整備されている森林

（2）森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林整備に当たっては、大阪府が作成した府内の将来の森林のあるべき姿とそれを実現するための技術的手法を示す「大阪府森林整備指針（以下、指針という。）」に定める「メリハリをつけた林業経営」「防災に配慮した森づくり」「広葉樹などの資源の育成と活用」「多様な森づくり」の4つの目標に向けて指針の内容をふまえて、森林の有する諸機能を総合的かつ高度に発揮させるため、森林の内容並びに森林に関する自然的条件及び社会的要請を総合的に考慮して、山地災害防止／土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能を重視するという森林に区分し、各機能の充実と機能間の調整を図り、適正森林施業の実施により、健全な森林資源の維持造成を図るものとする。

なお、市民の森の充実、スポーツ・レクリエーションの場としての森林公園づくりをすすめ、市民の憩いの場としての利用を図るとともに、府民協働による花木の植栽などによる景観林の誘導や荒廃森林の整備を積極的に展開する。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

該当なし

II 森林整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

立木竹を伐採する場合は、適切な林齢において計画的かつ効率的に伐採を進める。また、伐採に当たっては、公益的機能の発揮に十分留意し、伐区の分散、保護樹帯の設置等に努めることとし、的確な更新を図るものとする。

1 樹種別の立木の標準伐期齢

標準伐期齢は、平均的な森林における標準的な主伐の林齢を明らかにするものであり、伐採を促すものや、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではない。主要樹種ごとに下表に示す林齢を基準として平均成長量が最大となる林齢に、森林の有する公的機能、森林の構成等を勘案して定めるものとする。また、特定苗木等が調達可能な場合は、その特性に対応した標準伐期齢の設定を検討する。

地 域	樹 種					
	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	その他針葉樹	クヌギ	その他広葉樹
四條畷市	40 年	45 年	35 年	45 年	10 年	15 年

（注） 上記標準伐期齢は、指標として定めるもので伐採を促すものではない

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

地域森林計画に定める立木の伐採（主伐）の標準的な方針に関する指針に基づき、森林の有する多面的機能の維持増進を図るため、気候、地形、土壌等の自然条件、樹種や森林の構成等の森林資源の賦存状況、地域の林業技術体系等を勘案して、伐採方法、主伐の時期、伐区の設定方法その他必要事項を次のように定める。

皆伐は、1箇所当たりの伐採面積の規模や伐採箇所の分散に配慮し、適確な更新を図る。また、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進する。

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法で、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）とする。また、択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

なお、立木の伐採に際しては、以下のア～オに留意する。

ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。

イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

ウ 伐採後の的確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、及び溪流周辺や尾根

筋等に保護樹帯を設置する。

オ 伐採に当たっては、上記ア～エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和３年３月１６日付け２林整備第１１５７号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえた方法により行う。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和３年３月１６日付け２林整備第１１５７号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行う。

３ その他必要な事項

立木の伐採を見合わせるべき立木の樹種別の年齢

(単位：年)

地 区	樹 種			
	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	その他の針葉樹
四條畷市域	25	25	25	25

第２ 造林に関する事項

１ 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ的確な更新が困難な森林や、多面的機能の発揮の必要性から、植栽を行うことが適当である森林において行う。

(１) 人工造林の対象樹種

地域森林計画で定める人工造林の対象樹種に関する指針に基づき、適地適木を旨として、立地条件、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案し、人工造林の対象樹種を次のように定める。

また、花粉発生源対策を推進するため、花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。）の植栽、広葉樹の導入等に努めることとする。

人工造林の対象樹種
スギ、ヒノキ、マツ類、クヌギ、コナラ、ケヤキ、ヤマザクラ等

(２) 人工造林の標準的な方法

森林の確実な更新を図るため、自然条件や地域の特性に応じた造林方法等を勘案し、府の林業普及指導員などに相談の上、その方法を定めることとする。人工造林における植栽本数は下記アによるものとするが、多様な森林の整備を図る観点から、地域の施業体系や生産目標を想定した幅広い植栽本数を定めるとともに、コンテナ用の活用及び伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入に努めることとする。

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての別の植栽本数

樹 種	仕立ての方法	植栽本数（本／ha）	備 考
ス ギ	密仕立て	4,000	
	中仕立て	3,000	
	疎仕立て	2,000	
ヒノキ	密仕立て	4,000	
	中仕立て	3,000	
	疎仕立て	2,000	

注）植栽本数を減じる場合は、スギ：1,000本/ha、ヒノキ：1,500本/haを下限とする。

標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市の林務担当部局と相談の上、適切な植栽本数を決定する。

イ その他人工造林の方法

区 分	標準的な方法
地拵えの方法	植栽を容易にするため、伐採跡の枝条等を整理する。枝条等の量が多い場合には必要に応じて棚積みなどの処理を行うものとする。
植付けの方法	植え穴は十分大きく掘るとともに、根が広がるように植え付け、踏み付けを行い活着率の向上を図る。 また、苗木は林地に均一に植え付けるものとする。
植 栽 の 時 期	植栽は春先に行うものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆伐による伐採に係るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に植栽する。

また、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し5年以内に植栽する。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うこととする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種（後継樹として更新の対象とする高木性の樹種。以下同じ。）を次のように定める。

天然更新の対象樹種	マツ類、クヌギ、コナラ等
ぼう芽による更新が可能な樹種	クヌギ、コナラ等

(2) 天然更新の標準的な方法

森林生産力の維持増進を図るため、ぼう芽により更新を行う林分にあつては、原則として標準伐期齢未満の伐採は避けること。また、更新は周辺の草丈以上の更新樹種の本数が、概ね下表に示す本数以上で完了しているものとする。なお、林床等の状況から天然稚樹の発生・育成が不十分な箇所については、必要に応じて地表処理、刈出し、植え込み等の更新補助作業を行うこと。

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹 種	期待成立本数	立木度	更新完了の基準となる本数
マツ類、クヌギ、コナラ等	10,000 本/ha	3	3,000 本/ha

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標準的な方法
地表処理	下層植生や粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所について、地表のかき起こしや枝条整理等を行う。
刈 出 し	天然稚樹が下層植生により生育が阻害されている箇所について、生育を妨げる雑草木を除去する。

植 込 み	植込みは天然下種更新の不十分な箇所において行う。なお、植込み本数は、天然稚樹等の有無及びその配置状況等を勘案して決定する。
芽 か き	芽かきは目的樹種のぼう芽の発生状況等を勘案して行うものとし、伐採後 2～3 年以内に優勢な萌芽を 3 本程度残すよう芽かきを行う。

ウ その他天然更新の方法

特になし

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後 5 年以内に更新状況の確認を行うとともに、更新が完了していないと判断される場合は植栽等により確実に更新を図る。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲 100m 以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を、「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」の基準とする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当なし

4 森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1 の (1) による

イ 天然更新の場合

2 の (1) による

(2) 生育し得る最大の立木の本数

2 の (2) のアによる

5 その他必要な事項

該当なし

第 3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、除伐後樹冠が過密状態になったとき第 1 回目を行い、伐期までに 2～4 回行うものとする。

樹 種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢 (年)			
			初回	2 回目	3 回目	4 回目
ス ギ	中仕立	3,500	16	21	31	(40)
	密仕立	6,000	16	20	24	—
ヒノキ	中仕立	4,000	18	23	35	(45)
	密仕立	6,500	18	23	29	35

(注) () は長伐期大径材生産を目標とした場合

(注) 間伐木の選定は、林分構造の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行うものとし、
間伐率は本数割合で 2～3 割程度（1 回目は 3 割程度）とする

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の 種 類	樹 種	実施すべき標準的な林齢														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
下刈り	スギ	○	○	○	○	○	△	△								
	ヒノキ	○	○	○	○	○	○	△	△							
つる切り	スギ						○	○	○							
	ヒノキ							○	○	○						
除伐	スギ									←	○	→				
	ヒノキ											←	○	→		

(注) △は必要に応じて行う。

ア 下刈り：植栽後、上長成長を開始して雑草木類との競合が始まる時期から、雑草木から十分抜け切る時期まで 1～2 回行い、実施時期は 6 月上旬～9 月上旬とする。

イ つる切り及び除伐：下刈り後 3～5 年間は、つる切り及び除伐を行う。

除伐は、目的樹種の生育が阻害されている箇所及び阻害される恐れのある箇所を対象として、発育不良木、被害木等について実施する。なお、この場合急激な環境変化を生じないように配慮するとともに、目的外樹種であっても、有用なものは残し育成する。

ウ 枝打ち：林分の樹冠閉鎖後、間伐の実行前に立木の生育に支障のない程度に行い、実施時期は 11 月～3 月とする。

エ その他必要な事項：病虫害の被害が発生した場合には、早期駆除に努めること。

3 その他必要な事項

該当なし

第 4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業をすべき森林

該当なし

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

別表 1 のとおり

イ 森林施業の方法

アの森林の区域のうち、公益的機能の維持増進を図るため、以下の伐期齢の下限に従った森林施業その他の森林施業を推進すべきものを当該推進すべき森林施業の方法ごとに別表 2 に定める。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区 域	樹 種					
	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他広葉樹 (ただしコナラを除く)
全 域	80 年	90 年	70 年	90 年	20 年	30 年

① 山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林

人工林施業を実施する場合には、1箇所当たりの伐採面積を小規模に抑え、伐区も分散するようにする。山腹崩壊や土砂流出の危険性が高い森林は、復層林施業の導入を図りながら下層植生の保護及び発達が図られるように整備していく。

② 快適環境形成機能維持増進森林・保健機能維持増進森林

人工林施業を行わない場合には、1伐区当たりの面積を小規模に抑え、伐区を分散すること等により、当該機能の低下をきたさないよう配慮する。

伐採種は沢伐又は、小面積皆伐を原則として整備する。また、人工林施業を行う場合には、1伐区当たりの面積を小規模に抑え、伐区を分散すること等により、当該機能を低下させないように配慮する。特に、保健・文化・教育的利用の場とされる森林にあっては、長伐期の人工林施業の導入を図り、伐採種は沢伐、又は小面積皆伐を原則として整備する。

植栽に当たっては、多様な樹種又は郷土樹種を主とした林木が適当な間隔で配置されるように配慮する。

管理に当たっては、多様な動植物が生息できる良好な環境を保全するため、適正な維持管理に努める。また、必要に応じて森林保健施設の整備を図る。

【別表 1】

区 分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	—	—
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	7～9, 13, 14	81
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1, 3～10, 12～18	653
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	4～10, 13～18	484
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	—	—
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	—	—

【別表 2】

施業の方法		森林の区域	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林		—	—
長伐期施業を推進すべき森林		1, 3～10, 12～18	653
複層林施業 を推進すべ	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	—	—

き森林	択伐による複層林施業を推進すべき森林	—	—
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		—	—

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

木材等生産機能維持増進森林は、林木の生育状況から安定した木材生産が見込まれるとともに、林道の開設状況等から効率的な森林施業が可能な森林を別表 1 のとおり定める。

また、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」として、必要に応じて定める。その際、人工林を中心とした林分であるなど周囲の森林の状況を踏まえるとともに、災害が発生するおそれのある森林を対象としないよう十分に留意し定める。

【別表 1】

区 分		森林の区域	面積 (ha)
木材等生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		該当なし	—
	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	該当なし	—

(2) 施業の方法

木材等生産機能維持増進森林では、森林の公益的機能の発揮に留意しつつ一定の森林蓄積の確保を図り伐採面積の縮小に配慮するとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等の実施、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能となる資源構成となることを旨として定めることとする。また、特に効率的な施業が可能な森林における人工林について、原則として、皆伐後には植栽による更新を行うこととする。

3 その他必要な事項

該当なし

第 5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

該当なし

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

該当なし

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

該当なし

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。

5 その他必要な事項

該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

該当なし

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

該当なし

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

該当なし

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

該当なし

3 作業路網の整備に関する事項

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

府と協力して、森林組合を地域の森林整備の中核的な担い手として育成する。また、林業後継者につい

ては、府や大阪府林業労働力確保支援センターとの連携を強化し、新規就労の円滑化や基幹的林業労働者の養成等に努める。加えて、林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着等に取り組む。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

該当なし

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

消費地に近接するという特性を活かし、原木市場を核に、府内素材の集荷基地としての機能を強化する。また、府内の森林資源や木材産業の実態から見て、今後とも広域的大量流通よりむしろ、小ロットでも消費者ニーズの多様化に柔軟に対応することが可能な産業としての展開が望まれることから、木材加工施設を核に公共事業における土木資材の供給はもとより、工務店と連携しながら住宅部材を供給するなど活用可能な分野を開拓していく。

また、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取り組みを着実に進める。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

（1）区域の設定

設定なし

（2）鳥獣害の防止の方法

該当なし

2 その他必要な事項

該当なし

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

（1）森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

該当なし

（2）その他

該当なし

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

鳥獣による森林被害を軽減するため、防護柵の設置や個体数の調整、放置竹林の手入れによる鳥獣の潜伏エリアの縮減、被害対策について森林所有者への普及啓発等に努めるなど鳥獣による森林被害の軽減を図る。

3 林野火災の予防の方法

広報や看板等を活用して森林所有者やハイカー等に対する火の取り扱いに関する注意喚起を図るとと

もに、地元消防署や消防団との連携強化と初期消火機材の配置等により林野火災の予防と初期消火に努める。

4 放置竹林の対策方法

該当なし

5 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

該当なし

6 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

該当なし

(2) その他

該当なし

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

森林の所在		森林の面積 (ha)	備 考
位 置	林 班	合 計	
図面のとおり	4～10, 13～18	484	

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

人工林施業を行う場合には、1 伐区当たりの面積を小規模に抑えること、伐区を分散すること等により当該機能が低下しないように配慮する。また、長伐期の人工林施業の導入を図り、伐採種は沢伐又は小面積皆伐とする。

植栽に当たっては、多様な樹種又は郷土樹種を主とした林木が適当な間隔で配置されるように配慮する。

管理に当たっては、多様な動植物が生息できる良好な環境を保全するため、適正な維持管理に努める。また、必要に応じて森林保健施設の整備を図る。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

地 区 名	施 設 の 整 備
大字南野 大字逢阪 周辺	1 整備・維持管理することが望ましい主な森林保健施設 (1) 交流拠点施設 楠葉ロッジ、研修施設、野外活動センター、湿性花園、球技場 (野球・サッカー・テニス・ゲートボール場) 水辺自然公園、ビオトープ・ 薬尾寺池・堂尾池) (2) 管理道 駒縦走歩道、ハイキングコース (蟹ヶ坂・飯盛山・権現川) (3) 遊歩道 ファミリー・ネイチャートレール (4) 安全施設 標識、案内所、案内板、防火用水等

	(5) 休憩施設 休憩所、ベンチ、展望台、広場 (6) 駐車場 2 森林保健機能施設の整備及び維持運営に当たっては、地元及び関係機関と十分調整のうえ決定する。
--	--

(2) 立木の期待平均樹高

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

該当なし

2 生活環境の整備に関する事項

集落排水施設等

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

該当なし

4 森林の総合利用の推進に関する事項

室池周辺の森林を市民が自然とふれあえる場として整備をすすめ、森林が有する多面的機能の維持向上を進めることとする複合的森林とする。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組みに関する事項

市民の共有財産としての森林を充実させるためには、林業生産活動を活発にさせる必要があるものの、森林が都市部に位置していること等もあり、産業としての林業は非常に成り立ちにくい環境にある。

一方市民は、森林が有している有形無形の恩恵を受けることで、快適な生活環境を享受している面も多く、森林所有者のみならず市民の協力を得ながら森林の整備を図る。

(2) 上下流連携による取組みに関する事項

市民に対して森林・林業に関するPRを行い、森林体験学習会及び森林パトロールを実施し並びに森林ボランティア等の制度について検討する。

(3) その他

該当なし

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

該当なし

7 その他必要な事項

(1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は、極力避けることとする。

土石の切り取り、盛土等を行う場合には、気象、地形及び地質等の自然条件、地域における土地利用及び森林の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととする。また、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらす、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設及び貯水池等の設置並びに環境の保全等のための森林の適正な配置等適切な措置を講ずるものとする。太陽光発電施設の設置に当たっては、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水浸透能や景観に及ぼす影響が大きいことなどの特殊性を踏まえ、開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得る取組の実施などに配慮すること。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用する。